

# 19 総額表示の義務付けは？

この章では、消費税の課税事業者に義務付けられている「総額表示」について、その対象となる取引とその方法について説明します。

総額表示とは、値札などに税込価格を表示することにより、消費者が商品などの購入を判断する前に「消費税額（地方消費税額を含む。）を含んだ価格」を一目で分かるようにするものです。課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品や役務などに係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

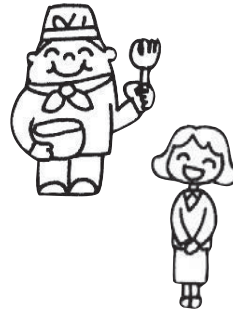
## 1. 総額表示の対象となる事業者及び取引

対象者

消費税の課税事業者（注1）

対象となる取引

消費者に対して商品の販売、役務の提供等を行う場合、いわゆる小売段階の価格表示（注2）



注1

免税事業者は、取引に課される税がないことから、そもそも「税抜価格」を表示して別途消費税相当額を受領することは、消費税の仕組み上予定されていません。

注2

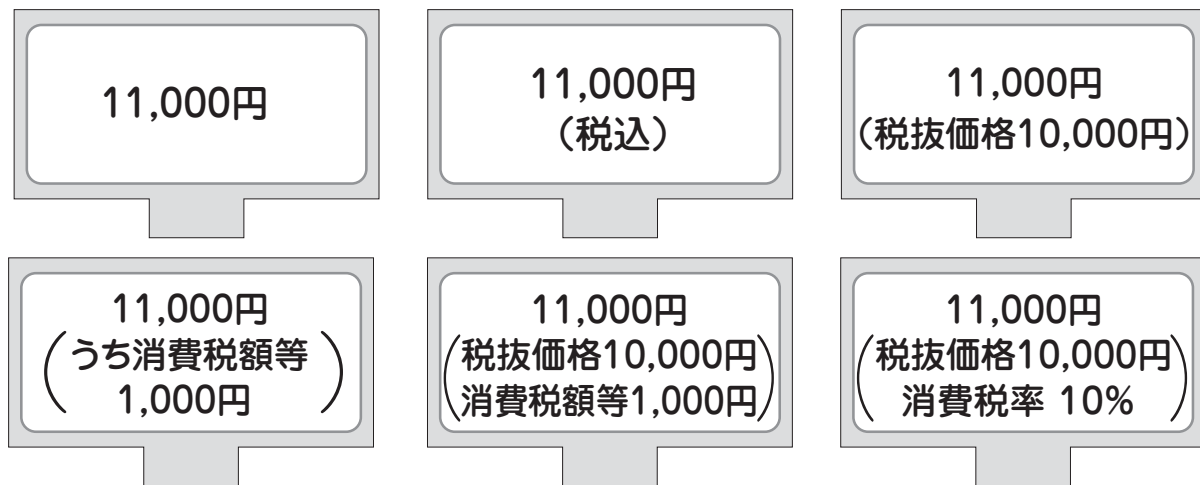
事業者間取引は、総額表示義務の対象となりません。

## 2. 総額表示の表示方法

### [1] 総額表示の具体的な表示方法

価格表示の方法は、商品やサービス、あるいは事業者によって様々な方法がありますが、「税込価格」が明示されているかどうかのポイントとなります。

■具体的な表示方法例（税率10%の場合）



1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特別

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

例 え ば …

10,000円  
(税込11,000円)

このような表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていますので「総額表示」に該当します



も っ と く わ し く

### 軽減税率制度実施に伴う価格表示は…

軽減税率制度の実施に伴い、例えばイトインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。

このような場合の価格表示の方法については、消費者庁等から公表されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」に示されており、例えば、以下の方法があります。

#### 【イトインスペースがある小売店の価格表示の例】

異なる税込価格を設定する場合		税込価格を統一する場合
① 持ち帰りと店内飲食 両方の税込価格を表示	② 店内掲示等を行うことを前提にど ちらか一方のみの税込価格を表示	③ 持ち帰りと店内飲食を 同一の税込価格で表示
 総菜パン 持ち帰り 162円 (店内飲食 165円)	 総菜パン 162円	 あんパン 170円
	(店内掲示) 店内飲食さ れる場合、 価格が異な ります。	

軽減税率制度の実施に伴う価格表示の方法に関するご相談は、以下で受け付けています。

消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

## [2] 総額表示義務の対象となる表示媒体

総額表示の義務付けは、消費者に対してあらかじめ商品の販売、役務の提供等を行う場合の価格表示を対象としているので、それがどのような表示媒体によるものであるかを問いません。

### ■具体的な表示媒体の例

- ・ 値札、商品陳列棚、店内表示などによる価格の表示
- ・ 商品のパッケージなどへの印字あるいは貼付した価格の表示
- ・ チラシ、パンフレット、商品カタログなどによる価格の表示
- ・ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メールなどの媒体を利用した広告
- ・ ポスター、看板などによる価格の表示



も っ と く わ し く

### 総額表示義務の対象にならないものとは……

総額表示の義務付けは、消費者に対してあらかじめ価格表示を行う場合を対象とするものなので、価格表示を行っていない場合について表示を強制するものではありません。

また、口頭によるもの、見積書や契約書又は決済段階で作成される請求書や領収書における価格表示は、総額表示義務の対象とはなりません。